

福祉環境委員会提出資料

平成 28 年 2 月 8 日
福 祉 政 策 課

秋田県子どもの貧困対策推進計画(仮称)(案)

～すべての子どもたちが将来に希望を持てる社会の実現に向けて～

平成28年度～平成32年度

秋 田 県

－ 目次 －

第1章 基本的な考え方	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画の期間	1
第2章 子どもの貧困の現状と課題	2
1 現状	2
(1)我が国の貧困の状況	2
(2)本県における貧困の状況	5
2 課題	10
(1)教育の支援	10
(2)生活の支援	10
(3)保護者に対する就労の支援	10
(4)経済的支援	10
第3章 計画の目指す姿と基本的な推進方針	11
1 目指す姿	11
2 基本的な推進方針	11
(1)計画の方向性	11
(2)推進上の課題とその解決に向けた基本的視点	11
3 計画の推進体制	14
4 子どもの貧困に関する指標・目標	15
(1)設定の考え方	15
(2)設定の内容	15
第4章 具体的な取組(重点施策)	19
1 地域における体制整備の取組	19
(1)福祉・教育の分野における問題ケースの早期把握	19
(2)関係者等の連携による適切な支援制度等への繋ぎ	19
(3)複雑なケースを解決に導くための支援策のコーディネート	19
2 子ども・保護者への取組<施策の体系>	20
(1)教育の支援	20
(2)生活の支援	21
(3)保護者に対する就労の支援	21
(4)経済的支援	22
3 子ども・保護者への取組<事業の概要>	23
(1)教育の支援	23
(2)生活の支援	26
(3)保護者に対する就労の支援	28
(4)経済的支援	29

第1章 基本的な考え方

1 計画の趣旨

近年、社会経済情勢の変化に伴う子育て世代の所得減少や、社会的孤立の拡大などにより、貧困の状態にある子どもや、その世帯の問題が深刻化しています。

厚生労働省が実施した国民生活基礎調査によると、我が国における平成24年の子どもの貧困率は16.3%と過去最悪を更新している状況にあり、子どもの健全な育成のためには、国を挙げて子どもの貧困対策を総合的に推進する必要があります。

このような状況の中、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

たとえ、どのような社会状況にあっても、家庭の生活困窮が原因で、子どもたちの健全な成長や、自らの夢の実現に向けた進路選択に影響が生じるようなことがあってはなりません。

子どもの貧困対策の着実な推進に向け、貧困の問題を抱える子どもたちの状況をできる限り早期に把握するとともに、その問題が深刻化する前に適切な支援につなげることが大切です。

このため、本県においても「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのない社会の実現に向けて、子どもの貧困対策の推進を図ることを目的として、本計画を策定します。

2 計画の性格

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条の規定に基づく「都道府県計画」として策定します。

3 計画の期間

計画期間は、「子供の貧困対策に関する大綱」が当面5年間であることから、平成28年度から32年度までの5年間とします。

ただし、中期的な視点から対策を講じるとともに、必要に応じ見直しを行うこととします。

第2章 子どもの貧困の現状と課題

1 現状

(1) 我が国の子どもの貧困の状況

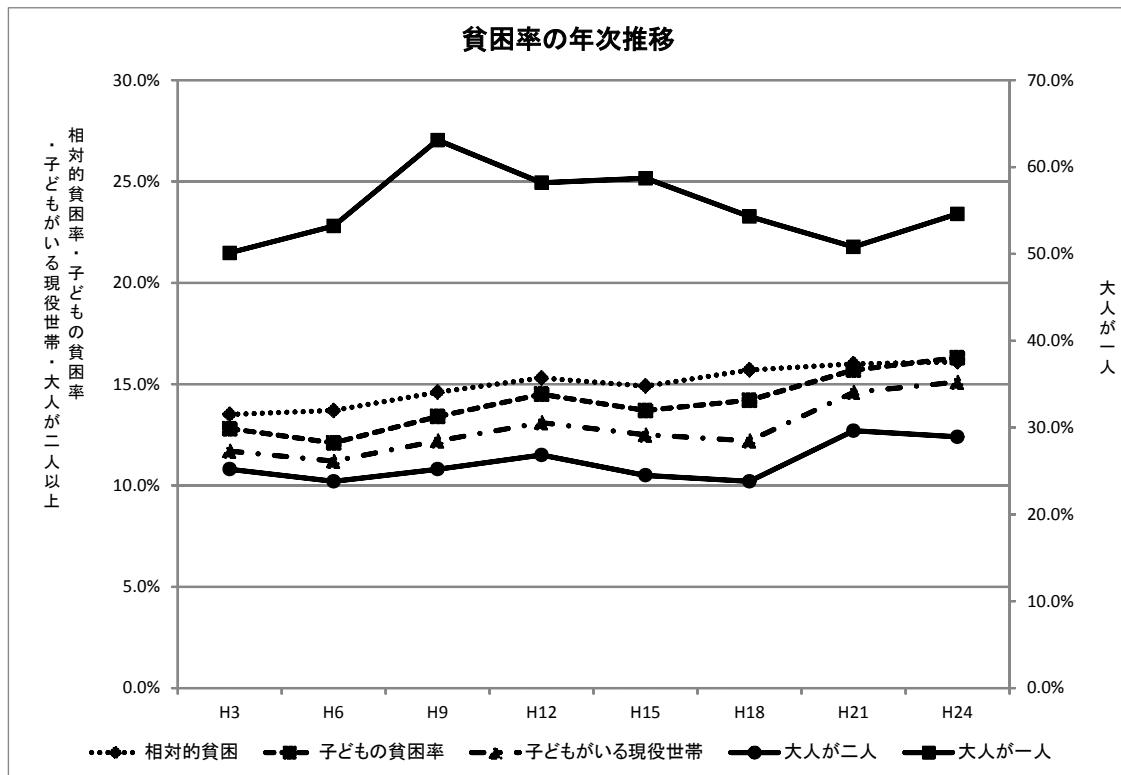
国が実施した「国民生活基礎調査」によると、我が国における平成24年の相対的貧困率（※4ページ参照）は16.1%であり、これらの世帯で暮らす17歳以下の子どもの割合（=「子どもの貧困率」）は16.3%となっています。

また、子どもがいる現役世帯のうち、大人が一人の世帯の相対的貧困率は54.6%と、ひとり親世帯などで子どもを養育している家庭が特に生活に困窮している状況にあります。

貧困率の推移 (単位: %)

	H3	H6	H9	H12	H15	H18	H21	H24
相対的貧困率	13.5	13.7	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1
子どもの貧困率	12.8	12.1	13.4	14.5	13.7	14.2	15.7	16.3
子どもがいる現役世帯	11.7	11.2	12.2	13.1	12.5	12.2	14.6	15.1
大人が一人	50.1	53.2	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6
大人が二人以上	10.8	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4
貧困線	135万円	144万円	149万円	137万円	130万円	127万円	125万円	122万円

出典 国民生活基礎調査(厚生労働省)



【参考】子どもの貧困率について

1 相対的貧困率

貧困線に満たない世帯員の割合をいいます。

2 子どもの貧困率

17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合をいいます。

相対的に貧困の状況にある17歳以下の者の数として
厚生労働大臣が定めるところにより算定した数

$$\text{子どもの貧困率} = \frac{\text{相対的に貧困の状況にある17歳以下の者の数として厚生労働大臣が定めるところにより算定した数}}{\text{国民生活基礎調査統計における17歳以下の者の総数}}$$

3 子どもがいる現役世帯の貧困率

①「大人が一人」の貧困率とは、

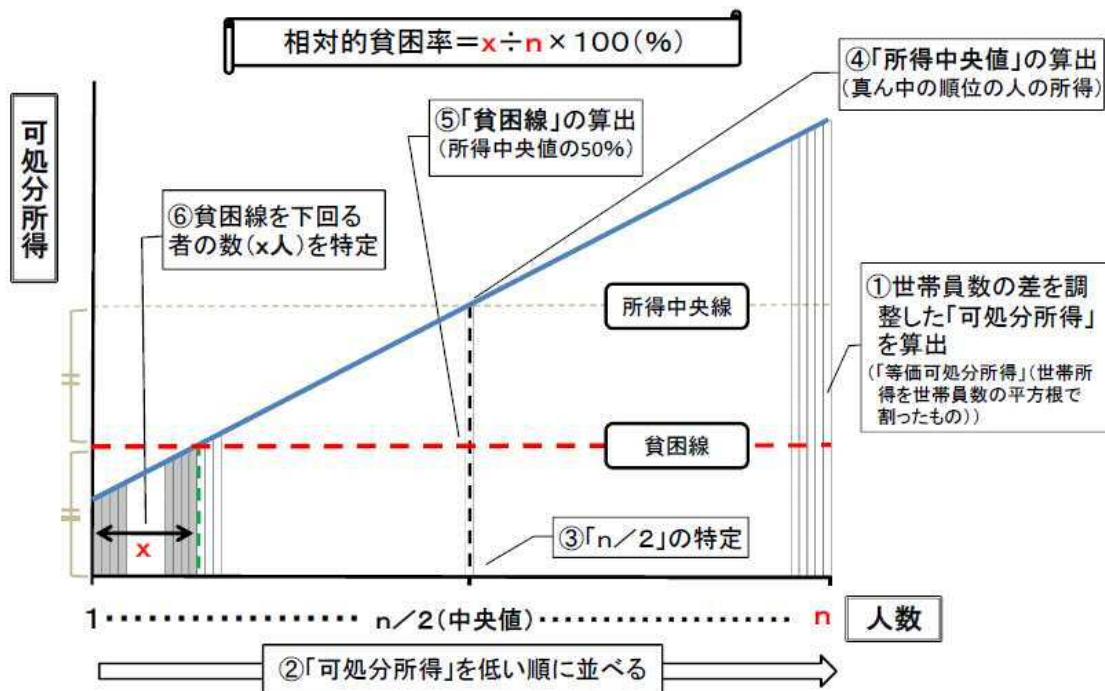
現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満の世帯)のうち、「大人が一人と17歳以下の子どもがいる世帯」に属する世帯員の中で、貧困線に満たない当該世帯の世帯員の割合をいいます。

「大人」には、親以外の世帯員(祖父母、18歳以上の兄姉など)も含まれます。

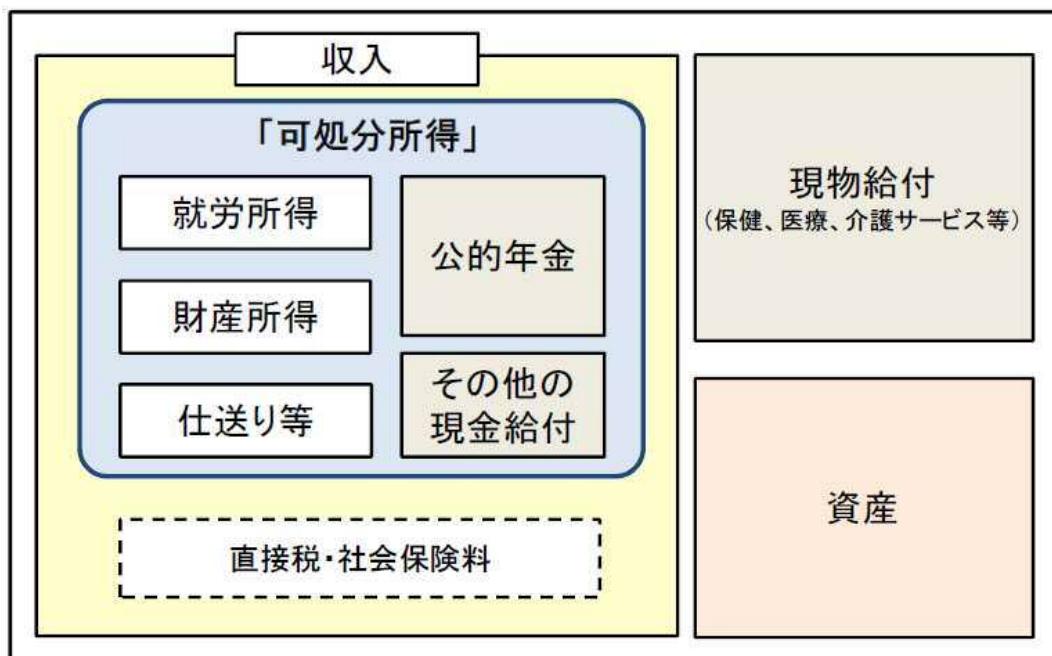
②「大人が二人以上」の貧困率とは、

現役世帯のうち、「大人が二人以上と17歳以下の子どもがいる世帯」に属する世帯員の中で、貧困線に満たない当該世帯の世帯員の割合をいいます。

「相対的貧困率」…所得中央値の一定割合(50%が一般的。いわゆる「貧困線」)を下回る所得しか得ていない者の割合。



相対的貧困率の算出に当たって用いる「可処分所得」には、以下のものが含まれる。※「資産」の多寡については考慮していない。

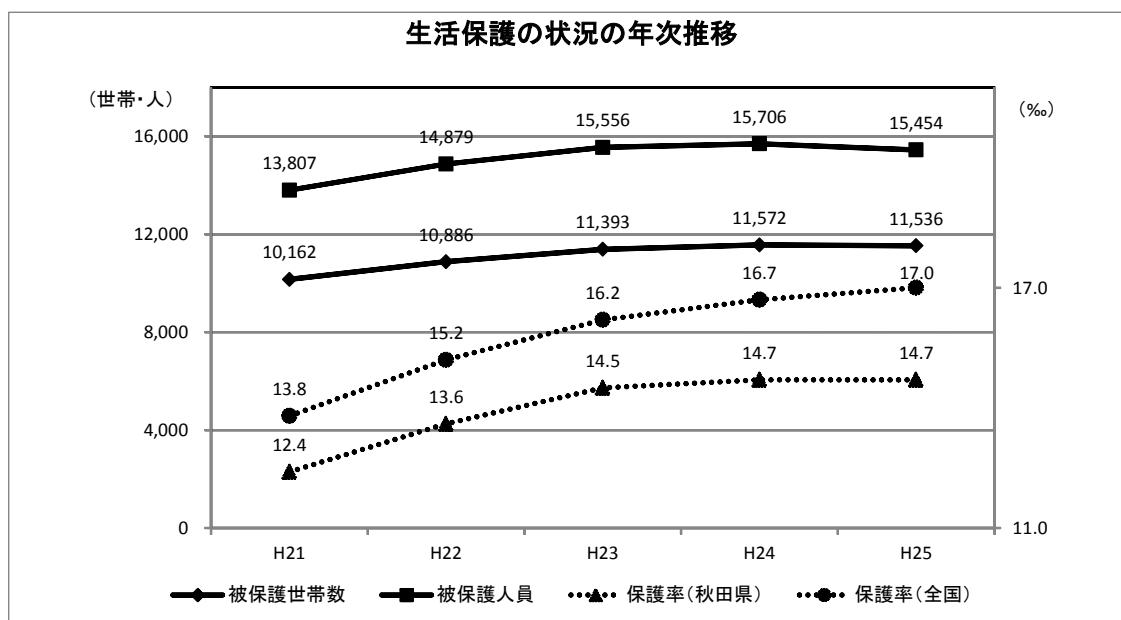


(2) 本県における貧困の状況

① 生活保護

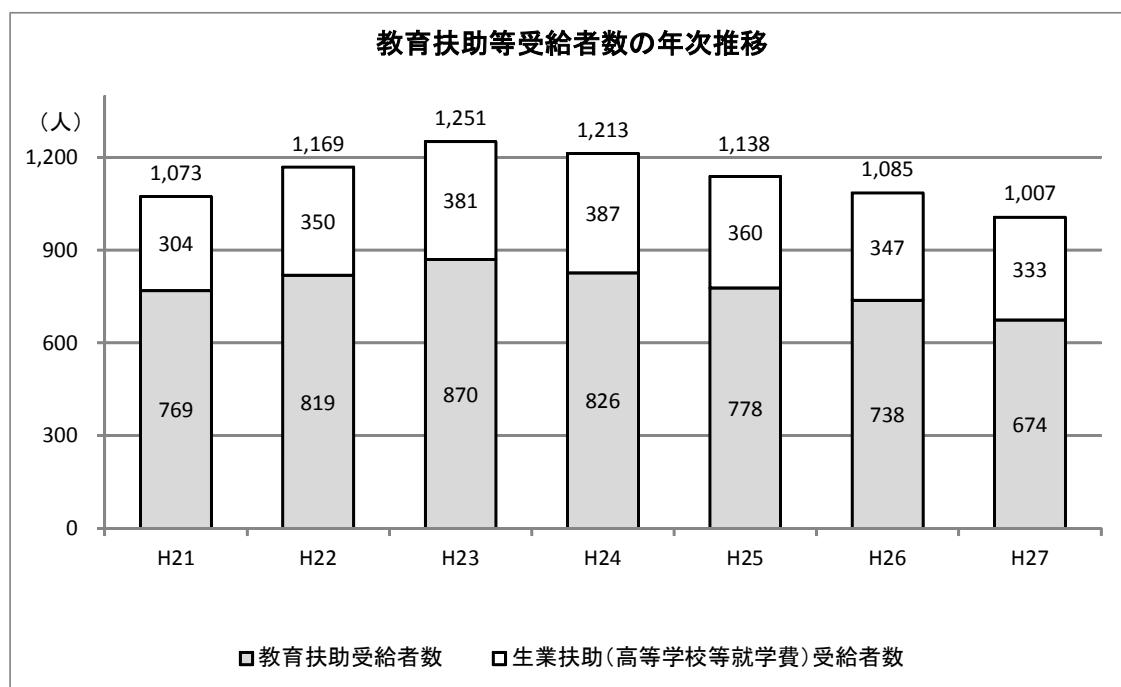
本県の被保護世帯数及び被保護人員は、平成25年度で11,536世帯及び15,454人となっています。

また、秋田県の保護率は14.7%と、全国平均の17.0%を下回っています。



出典 福祉行政報告例、被保護者調査(厚生労働省)

本県の教育扶助と生業扶助(高等学校等就学費)受給者数の合計は、平成27年度(7月30日現在)で、1,007人となっており、平成23年度以降減少しています。



出典 福祉行政報告例、被保護者調査(厚生労働省)

本県の生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率は6.9%と、秋田県一般世帯の子どもの1.4%よりも高くなっています。

また、大学等進学率(大学等及び専修学校等への進学率)は26.4%と、秋田県一般世帯の子どもの61.4%を大きく下回っています。

一方で、高等学校卒業後就職率は、大学等進学率が低いこともあり、66.7%と、秋田県一般世帯の子どもの29.5%を大きく上回っています。

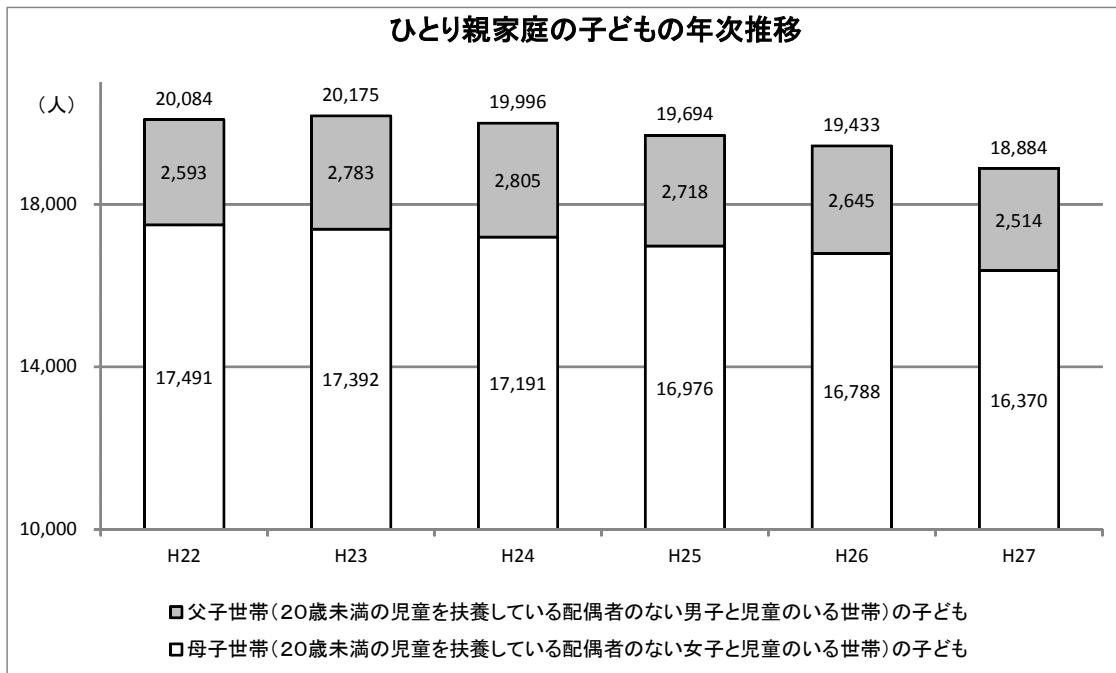
生活保護世帯に属する子どもの進学率等 (単位:%)

	秋田県		(参考)全国	
	生活保護世帯	一般世帯	生活保護世帯	一般世帯
高等学校等中退率 (平成24年4月～平成25年3月)	6.9	1.4	5.3	1.7
大学等進学率(平成25年4月)	26.4	61.4	32.9	70.2
就職率 (平成25年4月)	中学校卒業後	0.7	0.1	2.5
	高等学校卒業後	66.7	29.5	46.1
				17.0

出典 厚生労働省調べ

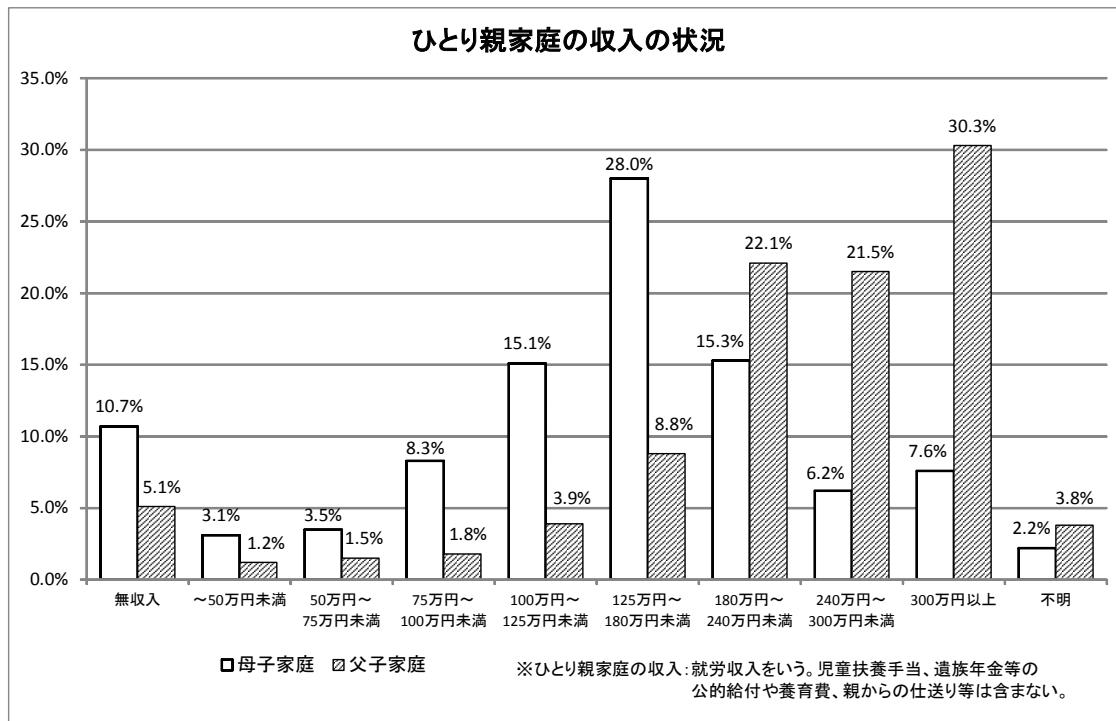
②ひとり親家庭

本県のひとり親家庭の子どもの数は、平成27年8月1日現在で18,884人となっており、平成23年度以降は、母子世帯、父子世帯とも減少しています。



出典 平成27年度母子・父子世帯実態調査(秋田県子育て支援課)

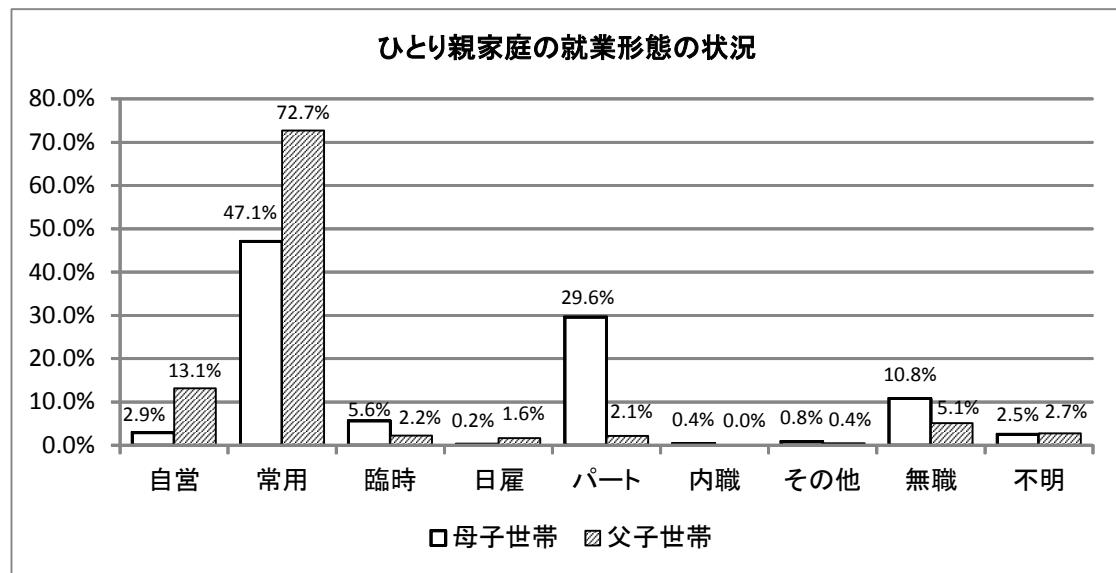
ひとり親家庭の収入状況については、父子世帯の年収300万円以上の割合が30.3%、年収300万円未満の割合が6割強であるのに対し、母子世帯の年収300万円以上の割合は7.6%、年収300万円未満の世帯は90.2%と、父子世帯と大きく差が開いています。



出典 平成27年度母子・父子世帯実態調査(秋田県子育て支援課)

ひとり親家庭の就業形態の状況については、母子世帯、父子世帯とも常用雇用の割合が最も高くなっています。

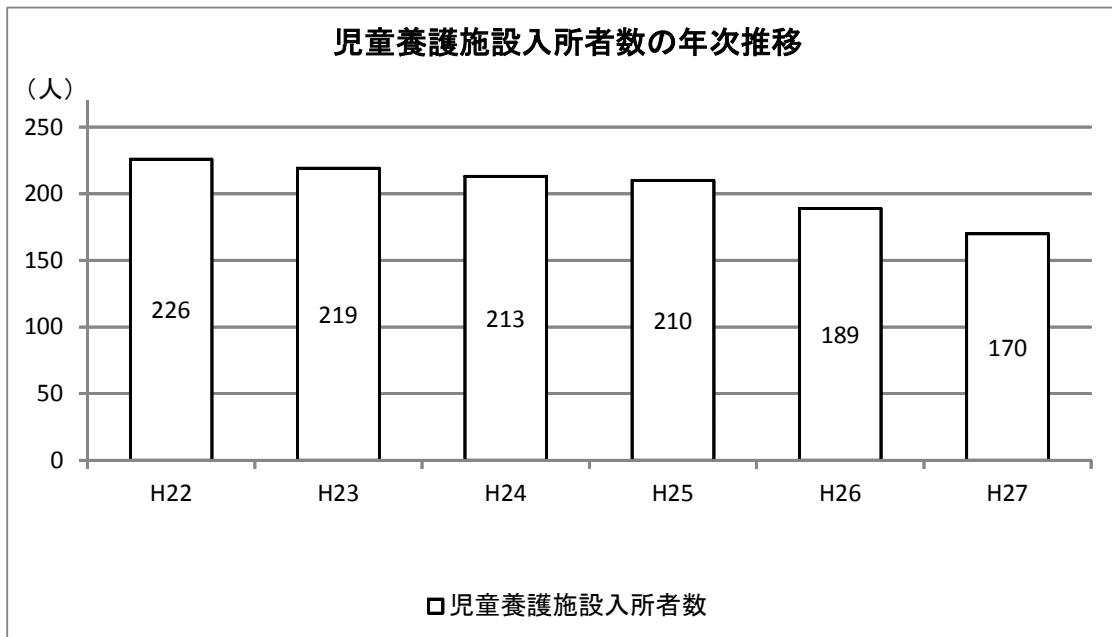
しかし、父子世帯の常用雇用が72.7%であるのに対し、母子世帯は47.1%にとどまり、常用雇用に次いで高い割合であるパート雇用は、母子世帯では29.6%を占めています。



出典 平成27年母子・父子世帯実態調査(秋田県子育て支援課)

③児童養護施設の子ども

本県の児童養護施設(県内4施設)入所者数は、平成27年4月1日現在で170人となっており、減少傾向にあります。



出典 秋田県子育て支援課調べ

本県の児童養護施設の子どもの大学等進学率は、平成25年5月で5. 6%となっており、秋田県一般世帯の子どもの61. 4%を大きく下回っています。

一方で、高等学校卒業後就職率は、大学等進学率が低いこともあり、88. 9%と、秋田県一般世帯の子どもの29. 5%を大きく上回っています。

児童養護施設の子どもの進学率等 (単位:%)

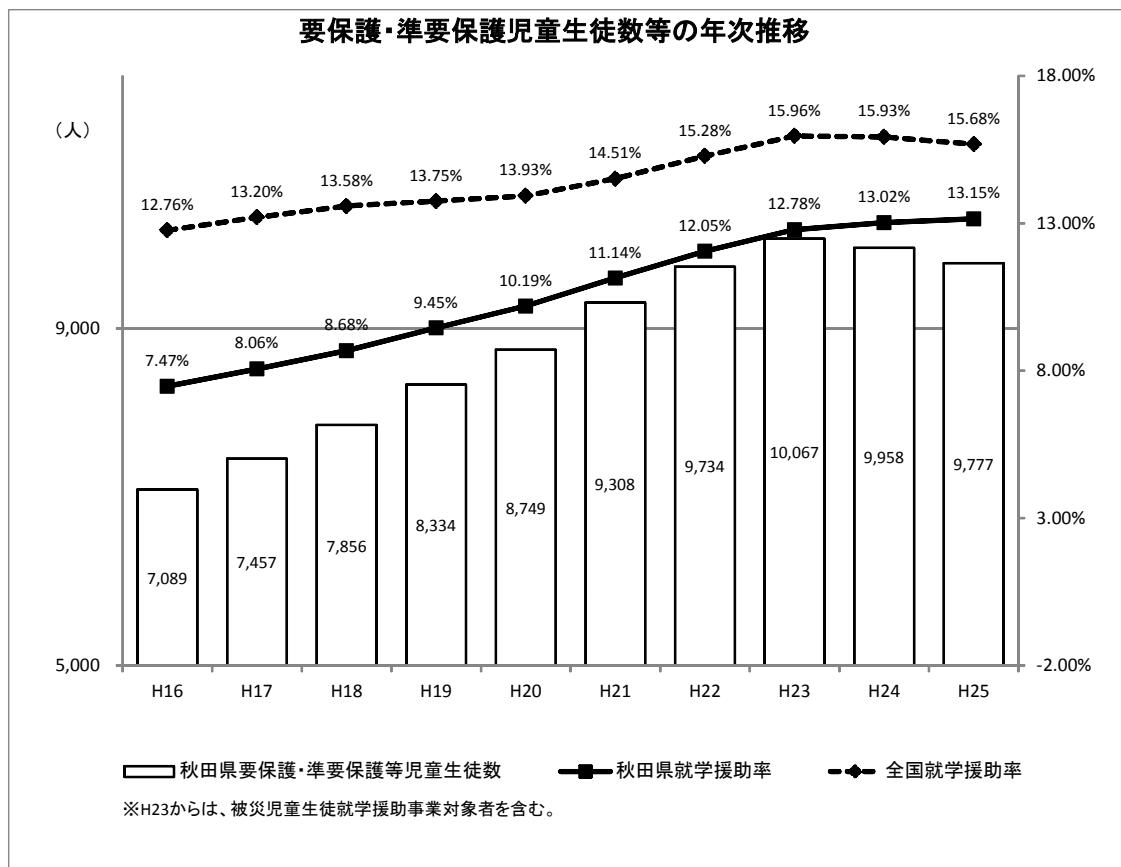
		秋田県		(参考)全国	
		児童養護施設	一般世帯	児童養護施設	一般世帯
大学等進学率(平成25年5月)		5. 6	61. 4	22. 6	70. 2
就職率 (平成25年4月)	中学校卒業後	4. 8	0. 1	2. 1	0. 4
	高等学校卒業後	88. 9	29. 5	69. 8	17. 0

出典 秋田県子育て支援課調べ

④要保護・準要保護児童生徒

県内で就学援助を受けている小・中学生は、平成25年度で9,777人となっており、平成23年度以降減少していますが、就学援助率は増加しています。

また、平成25年度の秋田県の就学援助率は13.15%と、全国平均の15.68%を下回っています。



出典 都道府県・市町村別の教育・社会・経済指標データセット、学校基本調査(文部科学省)

2 課題

本県は、「生活保護世帯」に属する子どもの大学等進学率が一般世帯及び全国平均に比べて低くなっているほか、高等学校等中退率についても、一般世帯及び全国平均に比べて高い傾向にあります。

また、「児童養護施設(県内4施設)の子ども」の大学等進学率についても同様に、一般世帯及び全国平均に比べて低い状況にあります。

経済的に厳しい状況に置かれることが懸念される「ひとり親家庭」については、収入が300万円に満たない世帯の割合が、父子世帯では6割、母子世帯にあっては9割を超えており、就労状況についても、母子世帯では、常用雇用は約5割となっており、3割近くがパート雇用であるなど、雇用形態が安定していない状況です。

小・中学校においては、経済的理由により就学困難な児童生徒で、就学援助を受けている「要保護及び準要保護児童生徒」の割合は増加傾向にありますが、全国平均よりは低くなっています。

このようなことから、以下に掲げる4項目について、特に重点的な支援の充実・強化が必要です。

(1)教育の支援

学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を進めるとともに、就学支援制度や奨学金制度による教育費負担の軽減等を推進していく必要があります。

(2)生活の支援

貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう、保護者及びその子どもに対する生活支援に関する相談事業や、生活困窮者自立支援事業等の充実・強化が必要です。

(3)保護者に対する就労の支援

ひとり親家庭、特に母子世帯の保護者に対し、職業訓練や就業能力向上などの支援を充実し、就職率の向上や、収入の増加と生活の安定を図る必要があります。

(4)経済的支援

児童扶養手当の支給、生活福祉資金(教育支援資金)の活用の促進など、経済的支援の充実を図る必要があります。

第3章 計画の目指す姿と基本的な推進方針

1 目指す姿

この計画を推進することにより、次のような姿を目指します。

手を伸ばせばすぐ届くところに、いつでも、子どもたちを見守る目と支えようとする人の輪(和)があり、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長することができる地域社会の実現

2 基本的な推進方針

(1)計画の方向性

我が国の社会保障や生活弱者支援などの現行制度をはじめ、県政の運営指針である「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」との整合性を図りつつ、新たに「子どもの貧困対策」の視点から、本県における対策の基本的な推進方針を定め、対策の充実・強化を推進します。

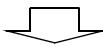
(2)推進上の課題とその解決に向けた基本的視点

子どもの貧困対策を進める上で、子どもの貧困問題の把握の難しさや、問題の多様さ、複雑さなどの課題があります。

こうした課題の解決を図り、「すべての子どもたちが夢と希望を持って成長することができる地域社会」を実現するため、以下に掲げる「3つの基本的視点」により、それぞれの地域の実情に応じた対策を、地域が一体となって積極的に取り組むことが重要です。

【課題①】:問題の把握の難しさ

子どもの貧困の定義や基準が必ずしも明確ではないほか、地域で暮らす子どもたちに気掛かりな状況が発見されても、各世帯の実情を調査し、抱えている問題を正確に把握することは、とても難しい状況にあります。



【視点①】:早期把握・適切な繋ぎ

地域の住民に身近な市町村が中心となり、福祉・教育の分野をはじめ、地域の様々な関係者・機関等による、相互の連携を強化して、地域の実態等の把握に努めるとともに、地域や学校での見守り活動や必要な制度、事業に繋げるなどの仕組みづくりを進め、貧困の状態にある子どもや世帯を早期に把握し、適切な支援に繋げます。

【課題②】:世帯ごとの状況の多様さ・抱える問題の複雑さ

子どもの年齢や世帯の状況に応じて、抱える問題は様々であり、また、複合的であることも想定されるため、個々のケースに対応しつつ、その問題の解決を図っていくためには、幅広で多様な支援が必要です。

また、子どもの貧困につながる世帯の生活困窮の原因は単純ではなく、複数の問題が複

難に絡み合う場合が多いことから、特定の人や機関だけでは対応できない場合が多くあるため、多くの関係者・団体・機関の連携・協力による支援が求められます。

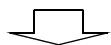


【視点②】: 支援のための連携・調整

生活保護制度や生活困窮者自立支援事業など、様々な社会保障制度・支援事業の適切な活用に向けて、関係者を含め県民への啓発・情報提供を積極的に行うほか、生活困窮者自立支援事業における「支援調整会議」や、福祉事務所等の参加を得て学校が開催する「ケース会議」などを活用し、貧困家庭の子どもに対する支援策の的確な調整を行います。

【課題③】: 地域の実情に応じた取組の必要性

子どもの貧困対策においては、様々な支援制度・事業を的確に活用することが重要である一方で、既存の制度等では十分に対応できないニーズや、地域として独自に求められる取組等もあることから、こうした課題の解決に向けて、地域の関係者・機関等が連携して取り組む体制づくりを進めていく必要があります。

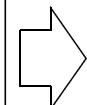


【視点③】: 切れ目のないきめ細かな支援に向けた地域体制の整備

子どもの発達・成長段階に応じて切れ目なく「つなぎ」、教育と福祉を「つなぎ」、関係行政機関、地域の企業、NPO、自治会などを「つなぐ」地域ネットワークを形成し、施策・事業の体系的な整備や、支援の充実・強化を図りながら、貧困の状態にある子どもや世帯に対する切れ目のない、きめ細かな支援体制を構築します。

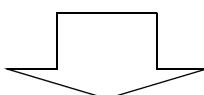
【視点①】: 早期把握と適切な繋ぎ

- 民生委員、コミュニティソーシャルワーカー ほか
- 教職員、スクールソーシャルワーカー ほか



【視点②】: 支援のための連携・調整

- 支援調整会議
- ケース会議 ほか



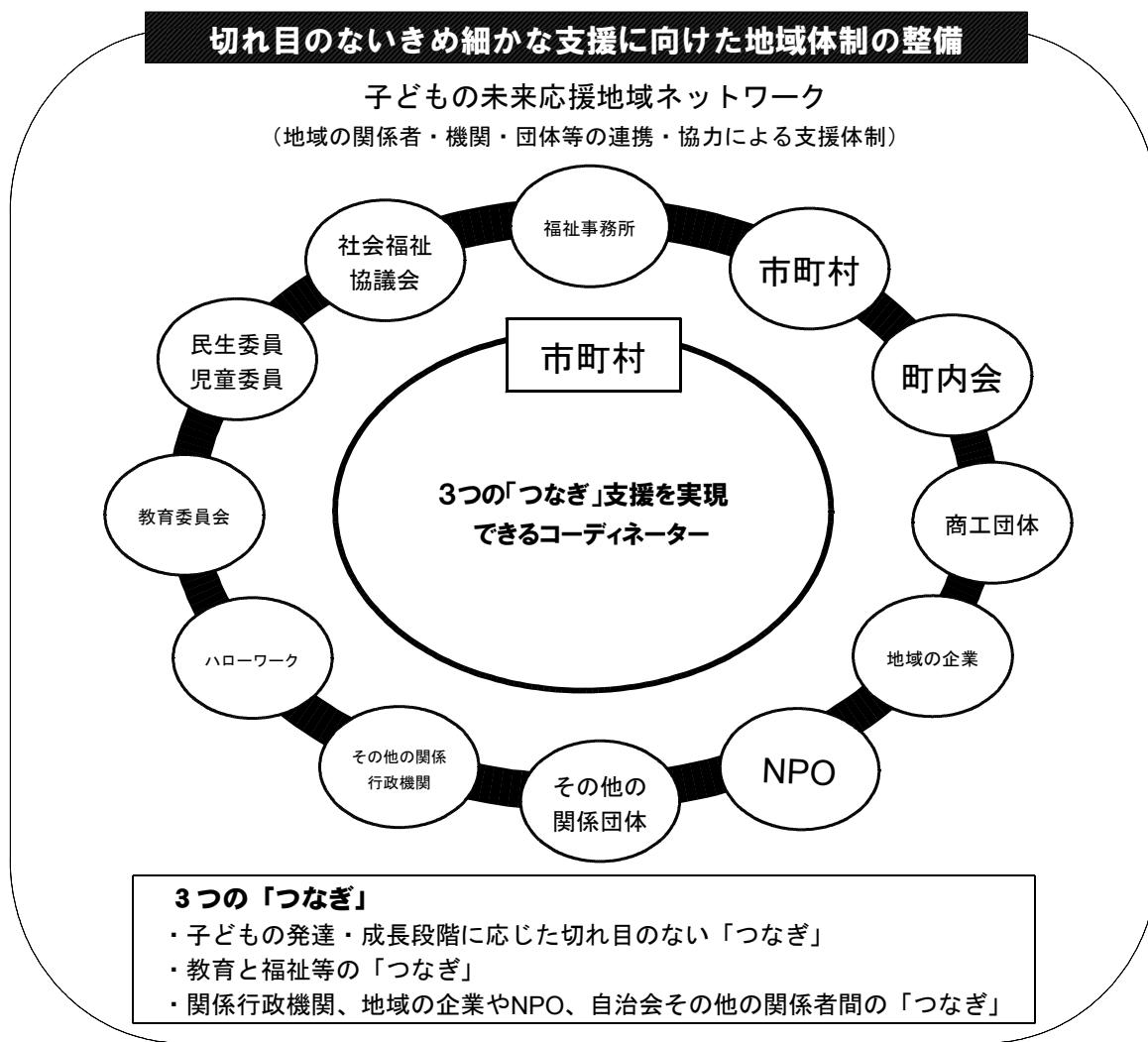
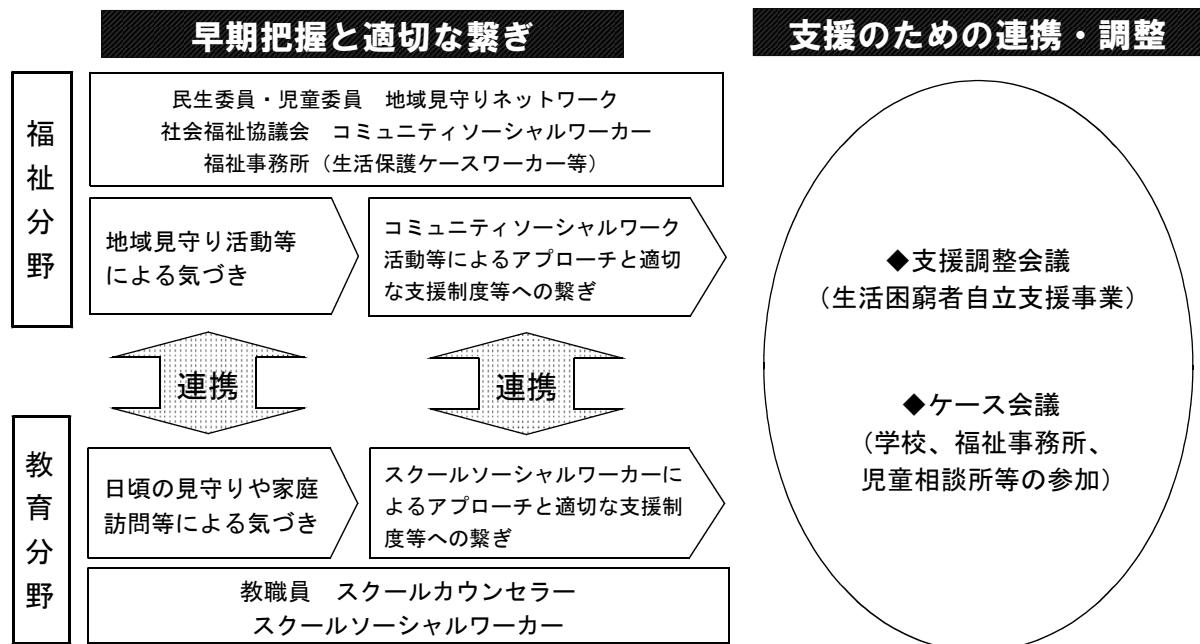
【視点③】: 切れ目のないきめ細かな支援に向けた地域体制の整備

(施策体系・支援体制の構築)

- 子どもの未来応援地域ネットワーク ほか
- 社会保障制度、生活困窮者自立支援制度 ほか

(詳細はイメージ図のとおり)

貧困の状態にある子どもを早期に把握し、適切な支援制度等に繋ぐための仕組み（イメージ図）



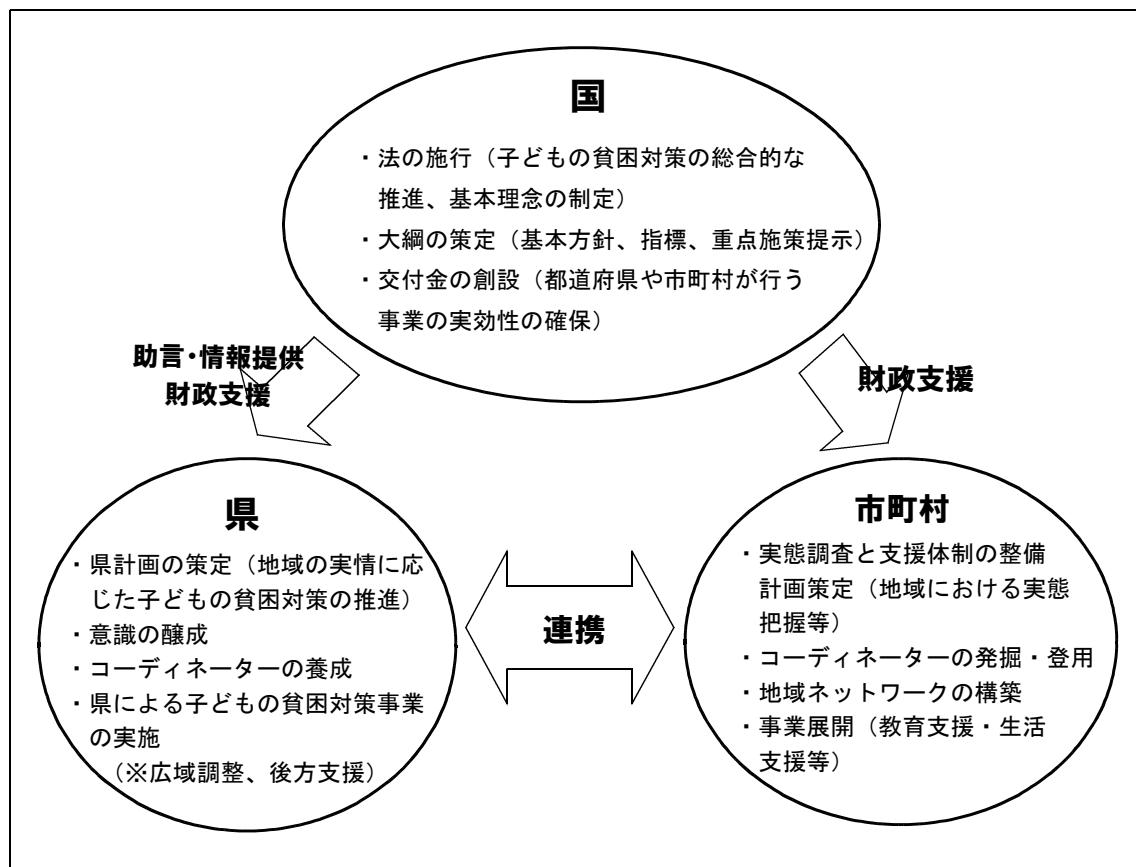
3 計画の推進体制

県及び市町村は、国と協力し、地域の実情に応じた効果的な対策を積極的に講じ、本計画の着実な推進を図ります。

地域の住民に身近な市町村は、地域の実情に応じた具体的な施策を推進するため、本計画を踏まえ、県と連携し、実態や支援ニーズ等の把握に努め、教育、福祉、関係行政機関、地域の企業、NPO、自治会などと連携・協力して、地域ネットワーク体制を整備します。

県は、市町村職員や、支援体制において核の役割を担う「コーディネーター」等を対象とした研修会の開催や、ひとり親世帯に対する実態把握と支援ニーズの調査・分析を行い、地域ネットワーク体制の整備に向けた支援を行うなど、市町村に対する「広域調整」、「後方支援」、「取りまとめ」の役割を担います。

また、本計画は、社会情勢の変化、子どもの貧困に関する状況、計画に掲げる施策の実施状況や国の動向等を踏まえ、見直しを検討します。



4 子どもの貧困に関する指標・目標

(1) 設定の考え方

計画の目指す姿を明らかにするとともに、施策の実施状況や効果等を検証・評価するためには、本県の実情に合った指標及び目標を設定します。

(2) 設定の内容

①目指す姿を示す指標・目標		
計画の目指す姿を明らかにするための指標として設定し、目指す姿の実現に向けて、数值の改善等を図ります。		
指 標	現状値(H25)	目 標(H32)
ア 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	93.4%	一般世帯の高等学校等進学率との格差を縮小します。 ※一般世帯 99.2%
イ 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	6.9%	一般世帯の高等学校等中退率との格差を縮小します。 ※一般世帯 1.4%
ウ 生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	26.4%	一般世帯の大学等進学率との格差を縮小します。 ※一般世帯 61.4%
エ 児童養護施設の子どもの進学率 (中学校卒業後)	95.2%	全員の進学を目指します。
オ 児童養護施設の子どもの進学率 (高等学校卒業後)	5.6%	一般世帯の大学等進学率との格差を縮小します。 ※一般世帯 61.4%

②施策推進上の指標・目標

計画の的確な進行管理に資するため、県が事業や施策を推進した結果として達成すべき状態を目標値として掲げます。

指 標	現状値	目標値(H32)	目標値設定の考え方
ア 生活困窮者自立支援事業の相談件数	1,798件※ ※H27.12 現在 (施行後9ヶ月間)	3,600件 ※秋田県人口を100万人として積算	人口10万人当たりの相談件数が全国で最も高い県(人口10万人当たり月30件)と同じ水準を目指します。
イ 学習支援実施市町村数	2市 (H27.4 現在)	25市町村	県内全市町村での実施を目指します。
ウ 母子家庭の母の就職率	85.1% (H26.8 現在)	86.0%	第2期すこやかあきた夢っ子プランに掲げる目標値(H31)と同率を目指します。

○子どもの貧困に関する25の指標

	項目	秋田県	全国	摘要
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	93.4%	90.8%	平成25年4月1日現在
2	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	6.9%	5.3%	平成25年度現在
3	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	26.4%	32.9%	平成25年4月1日現在
	大学等	14.9%	19.2%	
	専修学校等(専門課程)	11.5%	13.7%	
4	生活保護世帯に属する子どもの就職率(中学校卒業後)	0.7%	2.5%	
5	生活保護世帯に属する子どもの就職率(高等学校卒業後)	66.7%	46.1%	
6	児童養護施設の子どもの進学率(中学校卒業後)	95.2%	96.6%	平成25年5月1日現在
	高等学校等	95.2%	94.8%	
	専修学校等	0.0%	1.8%	
7	児童養護施設の子どもの就職率(中学校卒業後)	4.8%	2.1%	
8	児童養護施設の子どもの進学率(高等学校卒業後)	5.6%	22.6%	
	大学等	0.0%	12.3%	
	専修学校等	5.6%	10.3%	
9	児童養護施設の子どもの就職率(高等学校卒業後)	88.9%	69.8%	
10	ひとり親家庭の子どもの就園率(保育所・幼稚園)	—	72.3%	平成23年度全国母子世帯等調査
11	ひとり親家庭の子どもの進学率(中学校卒業後)	—	93.9%	平成23年度全国母子世帯等調査(特別集計)
	高等学校等	—	92.8%	
	専修学校等	—	1.1%	
12	ひとり親家庭の子どもの就職率(中学校卒業後)	—	0.8%	
13	ひとり親家庭の子どもの進学率(高等学校卒業後)	—	41.6%	
	大学等	—	23.9%	
	専修学校等	—	17.8%	
14	ひとり親家庭の子どもの就職率(高等学校卒業後)	—	33.0%	
15	スクールソーシャルワーカーの配置人数	4人	1,008人	平成25年度現在
16	スクールカウンセラーの配置率(小学校)	—	37.6%	平成24年度現在
17	スクールカウンセラーの配置率(中学校)	52.8%	82.4%	平成24年度現在
18	就学援助制度に関する周知状況・毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合	60.0%	61.9%	平成25年度現在
19	就学援助制度に関する周知状況・入学時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合	40.0%	61.0%	
20	日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(無利子)	—	予約 40.0% 在学100.0%	平成25年度実績
21	日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(有利子)	—	予約100.0% 在学100.0%	
22	ひとり親家庭の親の就業率(母子家庭)	85.1%	80.6%	平成23年度全国母子世帯等調査
	正規の職員・従業員	46.6%	39.4%	
	パート・アルバイト等	37.4%	47.4%	
23	ひとり親家庭の親の就業率(父子家庭)	90.6%	91.3%	
	正規の職員・従業員	83.9%	67.2%	
	パート・アルバイト等	6.3%	8.0%	
24	子どもの貧困率	—	16.3%	平成25年国民生活基礎調査
25	子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率	—	54.6%	

※秋田県欄の「—」は、本県に調査結果がないもの。

○一般世帯のデータ

	項目	秋田県	全国	摘要
1	高等学校等進学率	99.2%	98.6%	平成25年5月1日現在
2	高等学校等中退率	1.4%	1.7%	平成25年度現在
3	大学等進学率	61.4%	70.2%	平成25年5月1日現在
	大学等	43.0%	53.2%	
	専修学校等(専門課程)	18.4%	17.0%	
4	就職率(中学校卒業後)	0.1%	0.4%	
5	就職率(高等学校卒業後)	29.5%	17.0%	

第4章 具体的な取組(重点施策)

第3章に掲げる地域社会の実現のため、基本的な推進方針に基づき、貧困の状態にある子どもの早期把握や、適切な支援制度等に繋ぐための体制を整備し、子ども・保護者への支援の充実・強化を推進します。

1 地域における体制整備の取組

(1)福祉・教育の分野における問題ケースの早期把握

地域においては、民生委員による地域見守り活動や訪問事業者等の協力による見守りネットワーク活動の中で、また、教育分野では教職員による児童生徒の観察、家庭・地域社会での生活状況の確認の中で問題ケースの確認が可能となるよう、ガイドラインを作成するなどして、貧困の状態にある子どもや世帯の早期把握に努めます。

(2)関係者等の連携による適切な支援制度等への繋ぎ

福祉事務所の生活保護ケースワーカーや母子父子自立支援員、家庭相談員による見守り活動のほか、市町村社協職員やコミュニティソーシャルワーカーの地域見守り活動を推進し、適切な支援制度への繋ぎを強化します。

また、教育部門にあっては、教職員やスクールカウンセラー等による児童・生徒や保護者との面談や、家庭教育支援チームによる課題を抱える家庭の支援を行うとともに、スクールソーシャルワーカーにより福祉関係機関や適切な支援制度に繋げます。

(3)複雑なケースを解決に導くための支援策のコーディネート

複雑多様化した問題の解決には、生活困窮者自立支援事業における「支援調整会議」や「要保護児童対策地域協議会」のような地域の関係団体・機関による協議体の対応が効果をあげていることから、貧困状態にある子どもの支援においても、各地域毎に支援のネットワークが形成されるよう努めます。

2 子ども・保護者への取組く施策の体系〉 ※平成27年度事業(平成28年度分は含んでいない。)

(1)教育の支援

施 策	具体的な取組
① 学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の推進	
ア 学校教育による学力保障	・少人数学習推進事業
イ 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携	・スクールカウンセラーの配置 ・心の教室相談員の配置 ・広域カウンセラーの配置 ・スクールソーシャルワーカーの配置 ・すこやか電話の設置による相談受付
ウ 高等学校等における就学継続のための支援	・公立高等学校等就学支援費、私立高等学校就学支援事業 ・高校生学校生活サポート事業
② 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上	
幼児教育の無償化等	・子どものための教育・保育給付支援事業 ・地域子ども・子育て支援事業 ・私立幼稚園運営費補助金 ・認定こども園拡充事業 ・認定こども園施設整備事業 ・私立幼稚園整備費補助金
③ 就学支援の推進	
ア 義務教育段階の就学支援	・要保護・準要保護児童生徒の就学援助 (市町村実施事業) ・スクールソーシャルワーカーの配置
イ 「高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度」などによる経済的負担の軽減	・公立高等学校等就学支援費、私立高等学校就学支援事業 ・高校生等奨学給付金 ・育英事業助成費(高校分) ・私立学校授業料軽減補助 ・私立学校入学料軽減補助
ウ 特別支援教育に関する支援	・特別支援教育就学奨励費
④ 大学等進学に対する教育機会の提供	
ア 高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援	・育英事業助成費(大学分)
イ 大学生・専門学生等に対する経済的支援	・母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ・生活福祉資金貸付事業
⑤ 生活困窮世帯等への学習支援	・放課後子ども教室 ・学校支援地域本部 ・わくわく土曜教室

(2)生活の支援

施 策	具体的な取組
① 保護者の生活支援	
ア 保護者の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭就業・自立支援センター事業 ・母子家庭等日常生活支援事業
イ 保育等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子ども・子育て支援事業 ・すこやか子育て支援事業
ウ 母子生活支援施設等の活用	・母子生活支援施設入所費
② 子どもの生活支援	
ア 児童養護施設等の退所児童等の支援	・身元保証人確保対策事業
イ 食育の推進に関する支援	・みんなで創ろう「食の国あきた」推進事業
③ 子どもの就労支援	
ア ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア応援事業 ・身元保証人確保対策事業
イ 親の支援のない子ども等への就労支援	・キャリア応援事業
ウ 定時制高校に通学する子どもの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・定通教育補助事業 ・高等学校定時制課程夜食費補助
エ 高校中退者等への就労支援	・キャリア応援事業
④ 支援する人員の確保等	
ア 社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化	・社会的養護推進事業
イ 相談職員の資質向上	・母子家庭等就業・自立支援事業
⑤ その他の生活支援	
ア 妊娠期からの切れ目ない支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産への健康づくり支援事業 ・子育て世代包括支援センター事業
イ 住宅支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援事業 ・ひとり親家庭等住宅整備資金貸付事業

(3)保護者に対する就労の支援

施 策	具体的な取組
親の就労支援、学び直し、就労機会の確保	
ア 親の就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア応援事業 ・高等職業訓練促進給付金事業 ・生活困窮者自立支援事業
イ 親の学び直しの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・就業能力向上支援事業 ・自立支援教育訓練給付金事業
ウ 就労機会の確保	・ひとり親家庭就業・自立支援センター事業

(4) 経済的支援

施 策	具体的な取組
母子父子寡婦福祉資金の貸付など	
ア 母子父子寡婦福祉資金等の貸付	<ul style="list-style-type: none"> ・母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ・生活福祉資金貸付金事業
イ 養育費の確保に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭就業・自立支援センター事業
ウ 児童扶養手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の支給
エ 生活保護による扶助	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護

3 子ども・保護者への取組<事業の概要> ※平成27年度事業(平成28年度分は含んでいない。)

(1) 教育の支援

学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を進めるとともに、就学支援制度や奨学金制度による教育費負担の軽減等を推進します。

① 学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の推進

事 業 名	事 業 の 概 要	対 象 者			
		就 学 前	小 ・ 中 学 校 期	高 ・ 大 学 等 期	保 護 者
少人数学習推進事業	小・中学校において少人数学習を推進する。 ・30人程度学級の実施 小学校1～5年生及び中学校1～3年生 ・20人程度の少人数授業 小学校3年生～中学校3年生		○		
スクールカウンセラーの配置	中学校にスクールカウンセラーを配置する。	○			
	高校にスクールカウンセラーを配置する。			○	
心の教室相談員の配置	スクールカウンセラー未配置中学校に地域人材を相談員として配置する。	○			
広域カウンセラーの配置	スクールカウンセラー等未配置校及び緊急事案発生時に応じて配置するため教育事務所及び義務教育課にカウンセラーを配置する。	○	○		
スクールソーシャルワーカーの配置	教育事務所及び総合教育センターにスクールソーシャルワーカー(校長経験者)を配置し、教育相談体制の充実を図る。	○	○		
すこやか電話の設置による相談受付	教育事務所・出張所、総合教育センターにフリーダイヤル「すこやか電話」を設置し相談事業を行う。	○	○		
公立高等学校等就学支援費、私立高等学校就学支援事業	高校等中退者が再入学して学び直す場合、高等学校等の授業料に充てるため保護者の収入に応じて支給する就学支援金相当額を、卒業するまで(最長2年間)支給する。			○	
高校生学校生活サポート事業	学習支援センターを配置し、特別な教育支援を必要とする生徒の学習や生活上の困難を改善する。			○	

② 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上

事 業 名	事 業 の 概 要	対 象 者			
		就 学 前	小 中 学 校 期	高 大 学 等 期	保 護 者
子どものための教育・保育給付支援事業	子ども・子育て支援新制度の施設型給付、地域型保育給付等に係る市町村の支弁費用を一部負担する。	○			
地域子ども・子育て支援事業	様々な保育ニーズに対応するため、病児保育、延長保育、一時預かりなどの市町村の取組を支援する。	○			
私立幼稚園運営費補助金	幼稚園教育の振興を図るとともに、保護者等の経済的負担を軽減するため、経常的経費、特別支援教育経費等の一部を補助する。	○			
認定こども園拡充事業	認定こども園を目指す幼稚園・保育所等に対し、教育・保育の質を高める取組を支援する。認定こども園が認定後も質を維持・向上できるよう研修の機会を設ける。	○			
認定こども園施設整備事業	新たな教育・保育需要等に対応する認定こども園の設置を促進するため、施設の整備を支援する。	○			
私立幼稚園整備費補助金	幼児教育の質の向上を図るため、教育環境(遊具・運動用具等)の整備を支援する。	○			

③ 就学支援の推進

事 業 名	事 業 の 概 要	対 象 者			
		就 学 前	小 中 学 校 期	高 大 学 等 期	保 護 者
要保護・準要保護児童生徒の就学援助 (市町村実施事業)	経済的に就学が困難であると認められる小・中学生の保護者に対し、市町村が就学に必要な経費を補助する。		○		
スクールソーシャルワーカーの配置	教育事務所及び総合教育センターにスクールソーシャルワーカー(校長経験者)を配置し、教育相談体制の充実を図る。		○	○	
公立高等学校等就学支援費、私立高等学校就学支援事業	高等学校等の授業料に充てるため、保護者の収入に応じて就学支援金を支給する。			○	
高校生等奨学給付金	低所得世帯における授業料以外の負担軽減を図るため、教科書費、教材費、学用品等に係る経費を扶助する。			○	
育英事業助成費(高校分)	高校生に対する奨学金を貸与している(公財)秋田県育英会に助成する。			○	
私立学校授業料軽減補助	低所得世帯等に対し授業料の軽減を実施する学校法人に補助する。			○	
私立学校入学料軽減補助	低所得世帯等に対し入学料の軽減を実施する学校法人に補助する。			○	
特別支援教育就学奨励費	特別な支援を必要とする児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、負担能力の程度に応じ就学のために必要な経費を支弁する。		○	○	

④ 大学等進学に対する教育機会の提供

事 業 名	事 業 の 概 要	対 象 者			
		就 学 前	小 中 学 校 期	高 大 学 等 期	保 護 者
育英事業助成費(大学分)	大学・短大及び専修学校(専門課程)の学生に対する奨学金貸与及び学生寮を運営する(公財)秋田県育英会に助成する。			○	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭・父子家庭及び寡婦に対し、経済的自立と生活意欲の助長を図り、扶養している児童の福祉向上を増進させるため貸付を行う。			○	
生活福祉資金貸付事業	低所得世帯に、低利又は無利子の貸付を行う。				○

⑤ 生活困窮世帯等への学習支援

事 業 名	事 業 の 概 要	対 象 者			
		就 学 前	小 中 学 校 期	高 大 学 等 期	保 護 者
放課後子ども教室	地域住民が参画して、放課後に学習活動や体験活動の機会を提供する。		○		
学校支援地域本部	学校が必要とする活動について、地域住民をボランティアとして派遣する。		○		
わくわく土曜教室	専門的技能をもつ地域住民が、土曜日に、教科に関連した学習プログラムを提供する。		○		

(2)生活の支援

貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることがないよう、保護者及びその子どもに対する生活支援に関する相談事業や、生活困窮者自立支援事業等の充実を図ります。

① 保護者の生活支援

事 業 名	事 業 の 概 要	対 象 者			
		就 学 前	小 中 学 校 期	高 大 学 等 期	保 護 者
ひとり親家庭就業・自立支援センター事業	就業相談、技能習得講習会の実施、就業情報の提供や、養育費に関する相談などの生活支援サービスを提供する。				○
母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭において一時的に介護・保育等のサービスが必要な世帯、もしくは生活環境が激変し日常生活に特に大きな障害が生じている世帯に、家庭生活支援員を派遣し必要な介護・保育等を行わせる。				○
地域子ども・子育て支援事業	様々な保育ニーズに対応するため、病児保育、延長保育、一時預かり、放課後児童クラブなどの市町村の取組を支援する。				○
すこやか子育て支援事業	一定の所得制限の下、ひとり親世帯に保育料を助成する。				○
母子生活支援施設入所費	母子家庭の母と子を入所させて保護するとともに生活支援し、退所した者については相談等の援助を行う。				○

② 子どもの生活支援

事 業 名	事 業 の 概 要	対 象 者			
		就 学 前	小 中 学 校 期	高 大 学 等 期	保 護 者
身元保証人確保対策事業	児童養護施設等を退所する児童等が、就職やアパート等の賃借契約の際に、保証人の確保を容易にし、自立の促進につなげるため、施設長等が保証人となりその保証料を負担する。			○	
みんなで創ろう「食の国あきた」推進事業	心身の健康の増進のため、食育の普及啓発活動を行う。				○

③ 子どもの就労支援

事 業 名	事 業 の 概 要	対 象 者			
		就 学 前	小 中 学 校 期	高 大 学 等 期	保 護 者
キャリア応援事業	フレッシュワークAKITAにおいて、求職者に対して個別カウンセリング等を実施し、就職決定、就職後のフォロー等を含めたワンストップサービスを提供する。			○	
身元保証人確保対策事業	児童養護施設等を退所する児童等が、就職やアパート等の賃借契約の際に、施設長等が保証人となりその保証料を負担する。			○	
定通教育補助事業	定時制課程又は通信制課程の生徒に、教科書給与等を行う。			○	
高等学校定時制課程夜食費補助	夜間定時制課程高等学校に在学する生徒のうち、有職者等に対して給食(夜食)費の一部を補助し、勤労青少年の就労を支援する。			○	

④ 支援する人員の確保等

事 業 名	事 業 の 概 要	対 象 者			
		就 学 前	小 中 学 校 期	高 大 学 等 期	保 護 者
社会的養護推進事業	社会的養護が必要な児童の里親委託の推進を図るための里親委託推進事業、及び、施設入所児童等の安全安心向上事業、施設において基幹的職員となる職員を養成するための研修を実施する事業を行う。	○	○	○	
母子家庭等就業・自立支援事業	母子・父子自立支援員等の研修を実施する。				○

⑤ その他の生活支援

事 業 名	事 業 の 概 要	対 象 者			
		就 学 前	小 中 学 校 期	高 大 学 等 期	保 護 者
妊娠・出産への健康づくり支援事業	安心して妊娠・出産ができる環境づくりに向けて、総合的支援を行う。 (妊婦歯科健康診査・特定不妊治療・難聴児補聴器購入費への助成、不妊専門相談センターや、女性健康支援センターによる悩み相談等)	○			○
子育て世代包括支援センター事業	市町村が設置する「子育て世代包括支援センター」に助成するとともに、人材育成を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う。	○	○		○
生活困窮者自立支援事業	住居を失った離職者に、就職活動を安心して行うことができるよう住居手当を支給(有期)し、就労を支援する。				○
ひとり親家庭等住宅整備資金貸付事業	母子家庭、父子家庭及び寡婦の福祉を増進するため、それらの家庭の住宅の整備について融資を行う市町村に、資金を貸し付ける。				○

(3)保護者に対する就労の支援

ひとり親世帯、特に母子世帯等の保護者の就労に向け、職業訓練や就業能力向上などの支援を充実し、収入の増加と生活の安定を図ります。

事 業 名	事 業 の 概 要	対 象 者			
		就 学 前	小 中 学 校 期	高 大 学 等 期	保 護 者
キャリア応援事業	フレッシュワークAKITAにおいて、求職者に個別カウンセリング等を実施し、就職決定、就職後のフォロー等を含めたワンストップサービスを提供するとともに、中高年離職者向けに求職者セミナーや短期講座を開催する。				○
高等職業訓練促進給付金事業	母子家庭の母等が経済的自立のため資格取得を目的に長期間養成機関等で受講する場合、その期間中の生活費を支給する。				○
生活困窮者自立支援事業	相談者から支援の申し込みがあった場合は、支援プランを作成し、自立に向けた伴走型の支援を行うなど、福祉事務所に支援員を配置し、相談者のアセスメントを実施する。				○
就業能力向上支援事業	離転職者等に対する効果的かつ多様な職業能力開発や 40歳以下の就職後早期に離職して無就業状態の者、パート、アルバイト等の不安定な就労に移行している者等を対象に、座学と企業実習を組み合わせた訓練を行う。 また、巡回就職支援指導員が、訓練実施機関等を巡回して就職支援等を行い、受講者の早期就職を促進する。				○
自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母等がパソコン検定、簿記等の職業能力開発のための講座を受講した場合、講座修了後に受講料の一部を支給する。				○
ひとり親家庭就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭の母等を対象に、就業に関する相談や技能習得のための講習会の実施、求人情報の収集・提供等に至る一貫したサービスを提供する。				○

(4) 経済的支援

生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付(サービス)等を組み合わせた形で世帯の生活の基礎を下支えします。

事 業 名	事 業 の 概 要	対 象 者			
		就 学 前	小 中 学 校 期	高 大 学 等 期	保 護 者
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭・父子家庭及び寡婦に経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉向上を増進させるため貸付を行う。				○
生活福祉資金貸付事業	低所得世帯に、低利又は無利子の貸付を行う。				○
ひとり親家庭就業・自立支援センター事業	養育費の支払いが適切に履行されるよう、養育費に関する相談事業を行う。				○
児童扶養手当の支給	離婚などにより父親(母親)と生計を同じくしていない児童が養育されている母子家庭(父子家庭)に支給する。				○
生活保護	困窮のため最低限度の生活を維持することのできない世帯に対し扶助する。	○	○	○	○